

認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目

2022 年 3 月 1 6 日
3 中子保第 3 7 7 1 号

(目 的)

第 1 条 この実施細目は、認可外保育施設に対する指導監督要綱(令和 4 年 3 月 1 1 日付 3 中子保第 3 7 4 3 号。以下「要綱」という。)の実施に必要な事項を定め、もって指導監督の円滑な実施に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ベビーホテル

認可外保育施設のうち、次のいずれかの形態の保育を行っているものをいう。

ただし、次号から第 4 号まで及び第 6 号に規定するものを除く。

ア 午後 8 時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり(利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めているもの)

(2) 家庭的保育事業

認可外保育施設のうち、家庭的保育事業等実施要綱(平成 2 2 年 6 月 2 5 日付 2 2 福保子保第 4 3 7 号)に基づく事業をいう。

(3) 事業所内保育施設

認可外保育施設のうち、事業主等がその雇用する労働者の児童を対象として保育事業を行っているものをいう。ただし、次号に規定するものを除く。

(4) 院内保育施設

認可外保育施設のうち、病院、診療所の業務に従事する職員の児童を対象として院内保育事業を行っているものをいう。

(5) その他の認可外保育施設

認可外保育施設のうち、前各号及び次号に規定する以外のものをいう。

(6) 居宅訪問型保育事業

認可外保育施設のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第11項に規定する業務を目的とする事業を行っている事業所をいう。

(届出の様式)

第3条 要綱第5条第1項の規定による届出は、別記第1号様式によるものとする。別記第1号様式には、家庭的保育事業については別紙2を、居宅訪問型保育事業については別紙3(複数の保育に従事する者を雇用している場合は別紙3の1、それ以外は別紙3の2)を、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業以外の場合は別紙1を添付する。

2 要綱第5条第2項の規定による変更の届出は別記第2号様式によるものとし、休止又は廃止の届出は別記第3号様式によるものとする。

(報告の様式)

第4条 要綱第7条第1項の規定による定期の報告は、原則として10月1日を基準日として、別記第4号様式により行うものとする。ただし、家庭的保育事業については別記第4号様式の2により、居宅訪問型事業については別記第4号様式の3(複数の保育に従事する者を雇用している場合は別記第4号様式の3①、それ以外は別記第4号様式の3②)により行うものとする。

2 要綱第7条第2項第1号の規定による報告は別記第5号様式によるものとし、同項第2号の規定による報告は別記第6号様式によるものとする。

(改善指導の様式)

第5条 要綱第9条の規定による改善指導は、別記第7号様式によるものとする。

(改善勧告の様式)

第6条 要綱第10条第1項の規定による改善勧告は、別記第8号様式によるものとする。

(改善勧告の取扱基準)

第7条 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合の取扱いについては、関係部門と協議の上、改善勧告を行う。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第8条 要綱第11条に規定する事業停止命令及び施設閉鎖命令の意義は次のとおりとする。

(1) 事業停止命令

期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいう。

(2) 施設閉鎖命令

施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいう。

2 要綱第11条の規定による事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合の手続は、次によるものとする。

(1) 必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

(2) 処分の相手方に対しては、事前に弁明の機会を付与する。

(3) 弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴く。

- (4) 児童福祉審議会の意見を聴いた後、速やかに処分を決定する。通常は事業停止命令をまず検討すべきであるが、改善が期待されず、当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害するおそれがある場合は、施設閉鎖命令を発する。
- (5) 事業停止命令は別記第9号様式によるものとし、施設閉鎖命令は別記第10号様式によるものとする。

〔情報の提供〕

第9条 認可外保育施設の状況等については、下記のとおり情報の提供を行う。

- (1) 法令に定める東京都への通知事項以外にも、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については、東京都等に情報の提供を行う。
- (2) 地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況等についての情報を提供する。

(記録の整備)

第10条 認可外保育施設ごとに、届出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備する。

(こども家庭庁への報告)

第11条 緊急時の措置を含め、改善勧告、事業停止命令、施設閉鎖命令の措置を講じた場合は、こども家庭庁に報告する。

(長期滞在児についての措置)

第12条 要綱第7条第2項第2号に規定する長期滞在児の報告があった場合、報告がなくともその事実が判明した場合やその疑いが強い場合、区長は速やかに当該児童の住所地を所管する児童相談所長(当該児童の住所地が不明な場合は、当該認可外保育施設の所在地を所管する児童相談所長。)へ報告する。

附 則

この実施細目は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この実施細目は、令和８年８月１日から適用する。